
令和7年 第4回（定例）南部町議会議録（第6日）

令和7年9月24日（水曜日）

議事日程（第6号）

令和7年9月24日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第42号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第43号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第44号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第45号 令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第46号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第47号 令和6年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第48号 令和6年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第49号 令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第50号 令和6年度南部町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第51号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第52号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第53号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第54号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第55号 令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第56号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 陳情第5号 鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情
- 日程第19 陳情第6号 鳥取西部風力発電事業に関する陳情書
- 日程第20 陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書

(追加議案)

- 日程第21 議案第57号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第22 発議案第7号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
 - 日程第23 発議案第8号 差別・排外主義を否定し多文化共生社会を目指す意見書
 - 日程第24 委員会の閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第42号 令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第43号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第44号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第45号 令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第46号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第47号 令和6年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 議案第48号 令和6年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第49号 令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第50号 令和6年度南部町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第51号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第52号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第53号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第54号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第55号 令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第56号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 陳情第5号 鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情
- 日程第19 陳情第6号 鳥取西部風力発電事業に関する陳情書
- 日程第20 陳情第8号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予

算に係る意見書採択の陳情書

(追加議案)

日程第21 議案第57号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第22 発議案第7号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

日程第23 発議案第8号 差別・排外主義を否定し多文化共生社会を目指す意見書

日程第24 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（13名）

1番 秋 田 佐紀子君	2番 井 原 啓 明君
3番 塚 田 光 雄君	4番 加 藤 学君
5番 荊 尾 芳 之君	6番 滝 山 克 己君
7番 米 澤 瞳 雄君	8番 長 束 博 信君
9番 白 川 立 真君	10番 三 鴨 義 文君
12番 板 井 隆君	13番 真 壁 容 子君
14番 景 山 浩君	

欠席議員（1名）

11番 仲 田 司 朗君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田 子 勝 利君	書記	井 塚 智枝美君
		書記	藤 下 夢 未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	宮 永 二 郎君
教育長	二 宮 伸 司君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	田 村 誠君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
未来を創る課長	松 原 誠君	デジタル推進課長	橋 田 和 美君

防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	渡 邊 悅 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	河 上 英 仁君
人権・社会教育課長	畠 岡 宏 隆君	病院事務部長	吾 郷 あきこ君
福祉政策課長	加 納 諭 史君	福祉事務所長	前 田 かおり君
建設課長	岩 田 政 幸君	産業課長	亀 尾 憲 司君

午前 9 時 00 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。
6 番、滝山克己君、7 番、米澤睦雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2 、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 42 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 、議案第 42 号、令和 6 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） まず、議案第 42 号、令和 6 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

賛否両論ございました。まず、多くの事業が町民への福祉に活用されていることが確認できた。

また、統合保育園については、面積の件においても再度検討し改善が行われているなど、認定すべしとの意見があった一方で、統合保育園について地方債の条件があるにもかかわらず削減せず、経費節減に対して綿密な計画ではなかった。

また、会計年度任用職員について、公務現場の中で差別をつくっており、全体の待遇を変えていかなければならぬ。

さらに、デジタル田園都市国家構想交付金は使い方に成果が見られないなど、賛否両論ありました。

審査の結果、賛成多数で認定すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。今回の6年度の決算について全て否定するものではありませんが、幾つかの点に関して問題点を取り上げて反対の意見とさせていただきます。

まず、毎年言っておりますが、産業課、特に農業関係の予算において積み残しが大変多く見受けられます。6年度においても幾つかの事業で全く執行されていない予算がありました。これに関してはどうしても県、もしくは国のはうからの絡みの予算であるために、どうしても大規模農家、それから認定農家、こういったことが対象になって、小規模農家、家族農家が対象になる事業が少ないとすることがある、これが原因だと思っております。

それと、もう一点、今回、総務のほうの予算で衆議院議員選挙における選挙公報の配布の問題がありました。今回、質問で聞いて最終的に分かった、回答で戻ってきたところが、以前の配布であれば3,870部、そして今回新聞折り込みした部数が3,020部、つまり選挙公報が850部届いてない家があるっていうことです。これ追加質問で、公民館等に今回選挙公報が置かれてますけれども、それが一体最終的に何部お持ち帰りになって、その部数に関しては今回質問ができておりませんので、どういうことになったのかは分かりませんけれども、少なくとも計算上は850宅に選挙公報が届いていなかった。選挙の公平性を考えた場合、これは明らかにおかしいことだと思います。

それと、今回、選挙公報を配布するに当たって、折り込みにした理由としてスケジュール的な問題、特に配ってくれるところがいなかったというふうな回答を得ております。スケジュール的

に大変厳しかったということも聞いておりますけれども、今回この選挙公報の配布に関しては時間的に分かっている問題であるので、もし人海戦術的に人数を集めて配布するっていうことに取り組んでいたら、それは若干可能ではなかったかというふうに思っております。

以上、この2点のことを取り上げまして、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、滝山克己君。

○議員（6番 滝山 克己君） 6番、滝山です。私は、委員長報告に賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

議案第42号、令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告に賛成をいたします。令和6年度の一般会計の決算は、歳入83億7,408万7,733円、歳出にあります81億5,475万8,334円、差引き2億1,932万9,399円でございました。この中には翌年度に繰り越す財源が4,042万2,808円も含まれております、実質の収支額は1億7,890万6,591円の黒字決算となっております。

この歳出の中で大きなものを少しだけ紹介させていただきたいと思いますけど、民生費の中の27億2,893万5,483円、衛生費が9億8,837万973円、農林水産業費5億6,576万2,191円、商工費が7,793万4,023円、土木費が5億8,066万8,238円、消防費が3,569万6,131円、教育費が6億8,183万9,346円等々ありますが、差引き2億1,932万9,399円、明許繰越しが4,042万2,808円、実質収支額が1億7,890万6,591円の黒字決算となっております。

令和6年度が結構大きな決算になっておりますが、大型事業への着手や国内全ての物価高によるものだとお聞きしております、私もまたそのように判断もいたしました。大きな事業とは、つくし・さくら保育園の2園統合事業が具体的に動き出したからだと思います。令和6年度には敷地造成工事に着手され、7年度には園舎の工事が発注されました。前半の本日まで全く事故なしで進捗しております。後半も完成まで事故のないことを願い、委員長報告に賛成するとともに、安全に計画どおりの完成を願うものでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和6年度の一般会計の決算に反対をいたします。

先ほど賛成議員が述べられた今回の決算の規模については、歳入83億7,408万少しですが、この歳入、自主財源は町税9億9,634万8,000円を含めた金額で、約19億6,4

77万9,000円、これは全体の歳入から見て23.5%、残りが全て、地方交付税の39億6,300万を入れて64億900万近くが依存財源ということを見ると、自主財源が23.5%、三割自治と言われていますが、3割を大きく減らした内容で、恐らく多くの全国での規模の小さい自治体がこのような状況だというふうに考えています。自主財源の少ない中でどのような仕事をしていくのか、このことが一番に問われてくるのではないかというふうに考えています。

反対する一番の理由は、町の会計年度任用職員制度、これは国の制度ですけども、この中で地方公務員の中にも格差是正を持ち込んできている。これは一義的には国の責任ですけども、これを是正していくための努力をするべきではないかということを訴えたいと思います。人件費の総額15億2,400万近くに対して、この中で一般会計131人、これは約3分の2を占めた10億635万、会計年度任用職員が219人、これにはフルタイム、パートもあると思うんですけども、これらの人件費が総額4億9,000万、ここのは是正です。特にフルタイム年度職員の正職員化にできる、このような仕組みを国にも要請し、市町村独自でもできる方法を考えていき、同じ職場で働く方々が格差の是正を克服して働いていける状況つくるということは、地方自治体の大きな仕事だと考えます。

2つ目の反対理由は、この中で今回出てきております統合保育園の整備事業です。今回は4,619万……。ちょっと違うかもしれません、ごめんなさい。この中で用地取得費がほとんどの金額を占めています。園舎の面積、敷地1万1,000平米、何度も指摘させていただきましたが、特に用地取得というのは起債を組まなければ補助金対象にならないことを考えると、多くの自治体はこのようなときに既存の施設跡地を使うとか、公有地を使う等して努力をしているところです。振り返ってみれば、考えられることは多々あったのではないかと思うのですが、これをするとすれば全くの一般財源でしていかないといけない。そういうことを考えたときの、町の考え方にはやはり財源を見通した適切な選択ではないのではないかと言わざるを得ません。面積の点でいっても1万1,000平米、田舎ですから都会と違って土地は買えるというのですが、財政面を考えた場合に、やはり考え方としてはほかの事業と比べてもバランスの欠けた選択だということを指摘しておきたいと思います。

3つ目には、デジタル田園都市国家構想とか、これまでの地方創生交付金等での批判をさせてもらっています。令和6年度については、この中でいわゆるしごとマッチング事業2,131万7,900円使ってています。しごとマッチング事業の中身については、私は、必要というよりはそういうこともあるだろうというふうに考えているし、実際そこの中で事業なさっているのも確かです。しかし、2,131万7,900円かける経費に対して、売上金が550万、報酬が

329万、これを見た場合、このデジタル田園都市国家構想とか地方創生で取り組むメニューの中にしごとマッチング事業があったとしても、このようにどっかに委託しないとこの事業ができないという点、考えた場合は、例えばもう少し大きな規模での自治体がこのしごとマッチング事業で2,000万、3,000万使って、それ相応の成果を出していくときには適切だという判断が議会でもなされると思うのですが、うちの小さな町で2,000万以上投じ、売上金500万、町の委託料300万払ったこのことが本当に効果あることなんだろうかということの検証は必要なのではないでしょうか。何回も言っているように、ここでも地方創生のお金が1,100万に対して、一般財源が970万出るわけです。三割自治に満たないことを考えると、住民の生活を見通して持続可能という言葉がどこにあるのかなと、このことを言葉として投げかけておきたいと思います。

4つ目の視点は、地域振興協議会の交付金の問題です。これは今回の決算の報告書では問題点等を職員の方々が書いてくれています。議会を見ていても非常に職員たちの現場から考えた意見が反映されてるし、議会も見ててこの問題点共通できるところがあります。ここには地域の在り方の再検討って書いてありました。そういうことが認識と一致できる、こういうことについては歓迎しているところですが、7,214万交付金を投資している中でも半分が特交措置の職員の給料です。職員の給料が自分たちの給与をはじめ、そこでの光熱水費等の施設の管理等の計算をしているわけです。これを一括管理すれば二重手間ははけるはずだと思うんです。これを今後検討すべきことは、7,000万、8,000万のお金を本当にこのように使っていくことが町の在り方として適切なのか、住民からは環境整備の声が上がっています。そういうところに向かっていくような内容とお金の使い方を再検討すべきだと考えます。

最後にですが、公民館の使用料70万3,240円、この中にキナルなんぶの使用料も入っています。ここは再三指摘させてもらっています。住民の社会教育や自発的な活動支援する立場から、住民が使うときには利用料の減免制度を直ちに設けるべきだということを指摘して、反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、秋田佐紀子君。

○議員（1番 秋田佐紀子君） 1番、秋田佐紀子です。議案第42号、令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、本決算には町民の暮らしと命を守るための重要な施策として、震災に強いまちづくり促進事業が盛り込まれております。大規模地震の発生が心配される中、耐震対策はとても重要です。

この事業では相談受付から耐震診断の実施、設計、改修までを一貫して対応する体制を構築されています。この一連の事業が進むことにより、町民の皆様の安心が御自宅の安心も含め確認でき、必要に応じて補強や改修につなげることができる事業です。これは安心して暮らせるまちづくりに直結するものと思います。

また、自己負担額が大きいことが課題とされていましたが、令和6年度末に制度整備をされ、町民の金銭的自己負担を軽減できる取組もなされています。

そして、財源面においても交付金を効果的に活用し、将来の町財政への負担をかけることなく実現できている点にも執行部の努力が見られます。

以上の理由から、今回の一般会計決算に賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号、令和6年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第43号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第43号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第43号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

今、物価高騰を背景として住民への負担軽減をテーマに意見がぶつかりました。

審査の結果、賛成多数で認定すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 43号の令和6年度国保特別会計に反対をいたします。

歳入が12億3,339万9,000円、歳出12億849万4,000円、収支はあまり関係ない、実質单年度収支は331万、こういう会計で、町民の被保険者1,973人の医療に係っている国民健康保険会計です。

委員長の報告の中にあったように、討論はこの住民の暮らしが大変な中での住民の負担の在り方の問題になりました。この国保会計の中で歳入、最も大事なものである国保税、調定額がこの1,973人分、1億7,395万5,400円、収入済額は1億6,893万8,920円、これが国保税の現状で、収入未済が单年度で約500万、過年度を含めると3,398万の収入未済というのは起こっています。見られても分かるように、国保税は他のどの税金よりも年間の収入未済が一番多く、その結果、過年度を合わせた未済の合計が一番多いという税金です。国民の命や健康を守る国保会計が、滞納が出てきている。しかも、この国保会計、国保税の仕組みが、国が法定減免として、国保税は高いので所得で決めるにもかかわらず、法定減免を2割、5割、7割を国がせざるを得ないというのはやはり実情に合っていない、このことを政府が認めているからにはなりません。町とすれば、大変な厳しい財源の中ですけども、やはり命を守るという点から見ればここの支援が必要だというように考えています。

国保税の引上げはもちろん反対ですが、現在も高い国保税の引下げを求めます。とりわけ人頭税と言われている18歳未満の稼がない子供たちにまでそれを1人として税金を課していくというのは、先進国ではほぼ見られない現象だと言わざるを得ません。そういう点からも、国保税については国の負担を増を求めるとともに、町でも国保税引下げの努力をしていただきたいという立場から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、米澤睦雄君。

○議員（7番 米澤 睦雄君） 7番、米澤でございます。私は、議案第43号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに賛成の立場から討論いたします。

令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億3,339万9,062円、歳出総額12億849万4,095円、実質収支額2,490万4,967円と、健全な財政運営がなされておりまして、数字自体に反対する理由はございません。

先ほど反対討論の方の未納が多い、結局税金が多いということは税金の額が大きいということ

しょうけども、税の引下げを願うというようなことが今ございました。確かに国民健康保険は、被用者保険に入らない自営業者、年金受給者が多く、中には所得が非常に少ない方がいらっしゃいます。そのために、先ほど反対討論の方が言われたように所得の少ない方には7割、5割、2割の軽減措置を設けております。

あと、国民健康保険制度についてちょっと申し上げておきますが、非常に反対される方が多いんですけども、国民健康保険制度と申しますのは、日本には昭和36年以来この医療保険制度がありますから、支払う医療費が2割から3割で済みます。医療費が高額になれば、高額療養費として一定以上の額を超えたたら医療費が返ってくる。世界には日本のようにこのような制度がないために、医者にかかれない不幸な人たちがたくさんいらっしゃいます。やはりこの日本独特の医療費給付制度、非常に大切なものですので、このすばらしい医療制度をやはり我々は守っていかなければならぬと考えております。以上、賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号、令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第44号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第44号、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第44号、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

この議案についても医療の仕組み、そして制度を背景に住民負担をどう捉えていくのかというテーマで賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で認定すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 44号、令和6年度の後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

この特別会計は、歳入2億1,368万3,000円、歳出2億937万2,000円、いろいろ引いて単年度収支は163万6,440円になる会計を審査しました。

この後期高齢に該当する被保険者は、南部町では2,281人、そのうち現役並みで負担されている方が71人いらっしゃる、こういう保険です。保険料として調定額が1億4,335万1,400円、これを2,281人から集めているということです。同じく、収入済みが1億4,351万1,800円。ほとんどが特別徴収というところから、滞納額についても大きな金額が出ていないというのがこの後期高齢の制度です。

今回、先ほども言ったように、この中では現役並みの負担の方が71人いらっしゃる。それから、当初始まりが制度としては1割負担であったのが、所得を勘案して2割負担にしていく。ほとんどのこの被保険者が年金暮らしであるということを考えた場合、年金が増える見込みの中での、このような命と健康を守るために医療にかかるための前提となる保険料が2割負担になっていくということは、住民、高齢者の暮らしに大きな影響を与えてきています。

そもそも先ほどの国保の会計で、1,973人で約12億、後期高齢者で2億で、仕組みそのものが違うのですけれども、制度とすれば後期高齢者の医療になることにより、現役世代よりも医療の内容や点数まで違ってくるという、こういう年齢によって差別的な医療を導入してきているというのが現在の日本で、他の国には例のない在り方ではないでしょうか。

委員会では、先ほど委員長のおっしゃったように、この中で保険料の引下げをどうしていくかという問題、この中には75歳以上の方がそんなに多くはないと思うのですが、75歳以上の方々からは今回も2割負担になってすごく負担が増えたという話も聞こえてきているのです。保険料の引下げをということは、国の負担増、県の負担増を求めると同時に、南部町でも被保険者に大きな影響を与えないように、保険料の引下げを町としても考えていくべきだということを指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、長束博信君。

○議員（8番 長束 博信君） 8番、長束です。議案第44号、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度の南部町後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入2億1,368万2,528円、歳出は2億937万1,975円で、実質収支は431万553円の黒字となっております。令和5年度決算と比較すると歳入は3,300万円余り、歳出も3,100万円余りいずれも増加してきています。これは団塊の世代が高齢者となられ、人数が増加してきたことが原因と思われます。

令和4年10月からこの制度に変更があり、一定以上の所得のある方において医療費窓口負担2割が導入されました。少子高齢化が進む中で現役世代の負担が増大することを少しでも和らげて、この保険制度を将来にもつないでいくためのものであります。この2割負担の方は、全国では被保険者の約2割くらいと言われていますが、今年の令和7年9月まではこの負担割合の引上げに伴う1か月の負担増を3,000円までに押しとどめる配慮措置が設定されています。南部町においては、さきの予算決算常任委員会によれば、令和7年3月時点で1割負担の方が1,868人、2割負担の方が342人とのことで、2割負担の方が一定数おられます。これは高齢者になっても継続して働いておられたり、収入が一定以上ある方とのことで一定の理解ができます。

先ほど保険料の話がありましたが、確かに都道府県別で金額に違いがあり、どのように金額や率を設定すべきかは、別の場所の後期高齢者医療広域連合議会の場所で論議を尽くしていただき、生活の苦しい方などへの配慮する制度改定ができればと思います。

そして、この制度を持続可能なものとするためにもみんなで支え、少ない人数の現役世代負担を抑制し、高齢者でも収入があれば負担し、高齢者医療が安心して継続して受けられる制度をなくしてはいけません。いずれにしましても、令和6年度の後期高齢者医療特別会計に不明な部分は見えませんので、歳入歳出の決算の認定について賛成したいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号、令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第45号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第45号、令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第45号、令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で認定すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第45号、令和6年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第7 議案第46号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第46号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第46号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で認定すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第46号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第8 議案第47号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第47号、令和6年度南部町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第47号、令和6年度南部町水道事業会計決算の認定について審査をいたしました。

物価高騰を背景に公共料金の在り方について賛否両論ありました。

審査の結果、賛成多数で認定すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。水道事業会計に対して反対の立場から意見を述べさせていただきます。

毎回毎回ずっと言っておりますけれども、水道料金は公共料金であり、物価高騰対策のときは物価高騰対策として引き下げるべきだ、この意見をずっと述べさせていただいております。今回も相変わらずこの意見言わせていただいておりますけれども、この意見が正論である、こういうふうに思っておりますので、続けて言わせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、三鶴義文君。

○議員（10番 三鶴 義文君） 10番、三鶴義文でございます。議案第47号、令和6年度南部町水道事業会計決算の認定について、私は賛成いたします。

令和6年度の当期純利益は1,746万1,000円の黒字決算となっておりますが、電気代など動力費が2,677万3,000円と、前年度より14.7%も増加しております。増加はしましたけれども、令和6年度は5年度のような水道料金の減免をしなかったために、通常どおりの水道使用料が入ったことによって何とか収支バランスが取れているものでございます。しかしながら、資材など費用の高騰によって内容はやっぱり例年どおり厳しい決算となっております。

また、工事の関係を見てみると、毎年5,000万円ずつ予算をつけて進めております老朽管更新工事は円山地区が終わり、西町地区に着手していますが、更新管路の延長から見ますと令和元年から6年間で計画延長の13.2%しか進んでおりません。もっと予算を増やして工事の進捗を上げてほしいところですけれども、先ほども言いましたようにそうもいかない運営状況はよく分かります。安全な水の供給に支障が起きないように早く完成させていただいて、お願いしますて水道事業決算に賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号、令和6年度南部町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第48号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第48号、令和6年度南部町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第48号、令和6年度南部町病院事業会計決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で認定すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第48号、令和6年度南部町病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第10 議案第49号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第49号、令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第49号、令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で認定すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第49号、令和6年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定され

ました。

日程第11 議案第50号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第50号、令和6年度南部町下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第50号、令和6年度南部町下水道事業会計決算の認定について審査をいたしました。

こちらでも物価高騰を背景に公共料金の在り方について賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で認定すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。下水道会計について反対の立場から討論させていただきます。

下水道料金に関しても公共料金であり、物価高騰対策として値下げをするべきだ、このことは引き続き言い続けたいと思います。

また、今までの下水道会計が今回公営企業会計に変更になりました。その結果、3本あった下水道会計が一本化になりました。本来であれば公営企業会計になった場合、一般会計からの繰入れはできないっていう、こういった話がずっとつながってきてます。そして、今回、御存じのとおり下水道会計は一般会計からの繰入れがなければ大変大きな数字が赤字になるという会計です。

今回、私がこの下水道会計について反対するもう一点の理由としては、公営企業会計になったのを理由に、安易に一般会計からの繰入れをやめ、最終的に値上げに持っていく、そういうことがあることを考え、反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、荊尾芳之君。

○議員（5番 荆尾 芳之君） 5番、荊尾芳之です。議案第50号、令和6年度南部町下水道事

業会計決算の認定について賛成いたします。

令和6年度から下水道事業会計は企業会計に移行しました。企業会計1年目の決算になります。農集、公共下水、浄化槽を一本にまとめた決算です。内容的にはこれまでとは変わりません。町の一般会計からの繰入金がなければ成り立たない企業会計決算となっています。使用料収入の総額は1億4,939万5,000円です。収益的、資本的、両方の会計で合わせて一般会計からの繰入金総額は2億1,420万円です。使用料の1.4倍の繰入金があって成り立っている企業会計です。反対者の意見のように、住民にとって公共料金の負担、支払いは決して楽ではありません。負担金は少ないほうが誰もよいに決まっています。しかし、現状を理解し、何とかこの企業会計を維持することを考えられないでしょうか。そのためには経常経費の削減が必要です。汚泥の減量化、処理場の統合などなど、費用対効果をぜひ検討していただきたいと考えます。

先ほど反対者の意見がありましたけど、決算の監査報告でも現状の一般会計からの繰入金2億1,400万ですが、これについては続けていくということが監査報告でも報告がありました。なので、現時点での繰入金を減らして使用料を上げていくというところにはなっていないと思っております。何とかこの維持していくことが重要ではないかと考えます。今や住民の生活環境を考えた場合、下水道事業は決して欠かせません。しかし、町の財源にも限りがあります。何とか今後に向けて知恵を絞っていかないとと考えます。以上、賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号、令和6年度南部町下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第51号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第51号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第51号、南部町行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について審査を行いました。

マイナンバー制度そのものについて、その在り方をテーマとして賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の条例改正は、住民基本台帳、地方税法等の情報システム標準化に伴って、マイナンバー制度の、マイナンバーの使用の在り方についてここを変えていくという条例の中身でした。

確かに中身を見たら別に住民に直接関連することではなく、地方自治体の中のことなので、住民生活には影響がないということになるのだと思いますが、例えばマイナンバー制度で住民の特定の個人情報が管理されていっていること、それと一方では、何年前から始まった情報システムの標準化で全国一律にどこでもできるような、地方自治体超えて情報システムの標準化を行われている。この2つのことでの仕事、とりわけそこに住む住民の個人情報がどうなっていってるのであるか。個人情報を持っている個人が、その使い方がどのようになされていくのかっていうことを全然知らない今まで、もしかしたら議員のほとんども知らないかもしれないし、職員の皆さんも全てが精通しているといえないんじゃないかと思うんですけど、そのような中でマイナンバー制度を浸透させて、情報システム標準化で情報等が動いていくっていうことの、この危険性っていうのは私、やっぱり住民と一緒に考えないといけないのではないかなというふうに思っています。今回の条例がそのことだけでいけないというわけではありませんけども、このように、そのようなことの吟味なしに国が言っているようにしていくということについての危険性っていうのは、自治体は住民と一緒に考えるべきだというふうに考えていました。

今回の内容も大したことではないといいながらも、特定個人情報の提供をより広く使っていくということになりかねません。そういう意味では危機感で注意を促したいという立場から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。私は、この議案第51号、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この条例の改正は、上位法であるこの法律が改正されたというのが大きなところだというふうに思います。この法律は今年の3月に国会で可決、公布されたということです。マイナンバーの利用範囲を広げ、情報連携を強化することで申請と事務の効率化も図れるというふうに思っております。特に住民基本台帳に記載されていない方、これを住登外者といいますが、に対しマイナンバーによって個人を識別できるというふうに説明も受けました。マイナンバーの利用範囲を広げ、デジタル社会の実現に向けてマイナンバー制度の利用拡大と利便性の向上を目指す、事務的行為を円滑にしていくという一歩だというふうに思い、賛成の立場としての討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第52号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第52号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について審査を行いました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第52号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第53号

○議長（景山 浩君） 日程第14、議案第53号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第53号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について審査を行いました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第53号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩を挟みたいと思います。再開はデジタルの時計で10時20分といたします。

午前10時00分休憩

午前10時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第15 議案第54号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第54号、令和年7度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第54号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）について審査をいたしました。

とりわけまちづくり会社支援事業において、これまでの経過や将来の見通しについて賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。今回の補正予算について全てを反対するわけではありませんが、一部反対することについて指摘して反対の理由とさせていただきます。

今回の補正予算の中で、産業課の渇水対策等緊急事業というのが出てきました。御存じのとおり今年の夏は30度から35度の日が続いて雨が降らなくて、特にお米の農家は7月の末の時点で既に分けつが進まないとか、このままの調子でいたら白濁米が増えて1等米にはならないのではないか、あと実のない米が出てくるのではないか、こういったことが既に話が出てました。そして今回、渇水対策等緊急事業として、特にお米の渇水対策として主にポンプなどを買った方に関して補助が出るという、こういう仕組みでした。これは県のほうが主導だったために鳥取県内の自治体全て内容が同じでした。

その中で問題になったのは、7月15日以降にポンプを買った方に対しては補助が出るけれども、それ以前に買った方に対しては補助対象にならないということになってました。今回お米を作っている、特に大規模でされている方、今年の気候は早くから見当がついていたので、早い時

期にポンプを購入して渇水対策をされてました。こういった方が今回対象にならなかったことは誠に残念です。

また、今回、内容としてはお米に対する渇水対策がメインだったようですけれども、御存じのとおり南部町は柿農家、梨農家があります。そして今回、雨が降らなかったために大変収穫で小ぶりのものが多くなって、それに対して出荷できないっていう、そういうふうな話も出ています。今回の渇水対策において7月15日っていう縛りがあったことと、今回果樹に対する何らかの言及があってもよかったのではないかと思っております。

以上の点から、反対の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、塙田光雄君。

○議員（3番 塙田 光雄君） 3番、塙田光雄です。議案第54号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）については、賛成の立場で討論させていただきます。

この補正予算の中ではまちづくり会社支援事業、先ほど委員長報告もありましたが、があります。内容は空き家改修が追加で1件あり、補助するものです。現在41件改修し、管理されています。その中で約8割強の入居率です。当初は約50件を管理、運営したら独自で運営ができるとし、目標に向けて空き家を募集し改修されてきましたが、1件平均約200万円という予算で改修をしてきたと記憶しております。当初の物価等でもこの200万というものは水回り改修するだけでもう予算を使い切るというようなものだったと思います。それゆえ十分な改修とはいかない物件もあり、希望に添わないものもあり、なかなか入らない物件も数件あるというふうに聞いております。

そんな中、今回は移住予定者に空き家を見てもらい、ここなら入ってもいいなどの意見をもらい、それに対して改修をするものというふうにお聞きしました。確実に入ってもらえる物件に予算を投入する方法に変えようとする姿勢は建設的なものを感じ、今までのやり方を検証し、より確実性のある予算の投入、改修という方向にすると、現在南部町の課題でもあります人口減少対策、または空き家対策などの地域課題の解決に有効な事業であると思いますので、議案第54号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）には賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の令和7年度の補正予算（第2号）に反対です。内容は先ほど塙田議員も述べてくれましたが、まちづくり会社支援事業に今回一般財源を350万円充てる

という内容でした。

今回の補正予算は1億8,723万ちょっとで、総額が95億円を超えてきたという今までない財政規模になっています。先ほども言ったように、1億8,000万近くの補正予算の全てに反対というわけではありませんが、このまちづくり会社支援事業への350万のお金、先ほど言ったように1件を直すのに350万を限度で補修費用として出していく、この内容です。

途中で資料提供いただきました。今まで41件取り組んできて、5件が退去しているという内容でした。確かに人口増には貢献してきたという側面があるのかもしれません、御存じの方多いようにこのまちづくり会社というのは当初地方創生等のお金で始まって、50件超えたら自立していくというのですけども、この在り方がやはり地方創生やデジタル田園のお金使えなくなったら丸々一般財源を投入していくということになるわけですよね。そこで、私はやはり自立していくという段階で、一般財源を投入していく段階で検討し直すべきだったんではないかというふうに思うのですよ。

それと、もう一つは、同時に個人の資産に公費を充てることの是非ということを言って、いろんな要件について渋ってきた町なんですけども、移住定住で外から来る人にはこのようなやり方をするというんですけども、先日ニュータウンに住む方が、家族が1人おられなくなって、自分は家を改修するにもお金がかかるから米子に出るっていうんですよ。ここ出ちゃったら人口減になるんですよ。このような方々が使えるような、例えば1件に350万出せるというのであれば、来る人、これまで住んでる人も含めて、同等の条件で住む人に対応していくというときに来ているのではないかと思うんですよ。

それを考えた場合、やはり私はこのまちづくり会社の今までのこと全ていけないというわけではないんですけども、一般財源を出すに当たり、このお金の使い方等、該当する住民へは来る人だけではなくって、ここで住み続けることが全ての方に保障できるような内容に変えていくべきではないかという立場から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。私は、この令和7年度一般会計補正予算、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど塙田議員のほうから賛成討論がありました。若干といいますか、ほとんどダブるような格好での討論となると思いますけど、お許しを願って発言をさせていただきます。

南部町の活性化を推進する地域再生推進法人として一翼を担っていただいているなんぶ里山デ

ザイン機構が進める空き家を改修し、移住定住を促進し、町の大きな課題である人口減少対策にこれまで多大な貢献をしていただいているというふうに思っています。

空き家の改修について令和6年度の決算を見ると、移住定住推進事業において入居希望者相談件数が47件、126名に及んでるというふうに報告を受けました。しかし、予算で改修1,000万円で3件分の予算がありましたけれど、決算では改修がゼロ件であった。これは塙田議員も言われましたが、移住定住者のニーズと空き家の環境が乖離をしてきているのではないかなどというふうにも感じました。

今年度は1件350万に追加の1件移住定住者の相談があり、改修費用350万円の補正がありました。様々なニーズに真摯に対応された結果の追加補正である、地域再生推進法人としての役割を果たしていただいているということがあります。

あと加えれば、この補正事業では地域の安心まちづくり事業、起業促進奨励事業、防災・安全交付金事業、これは町道の整備です。特に西伯病院に1億6,000万円が地方公営企業繰出金として基準にされた補正があります。西伯病院もこれを元に今後の患者さんに対する努力をしていただけたというふうに、大きなものであるというふうに思っております。そういった面からしてこの一般会計補正予算、反対する議は全くないというところから、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第55号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第55号、令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第55号、令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第55号、令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第56号

○議長（景山 浩君） 日程第17、議案第56号、令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第56号、令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第56号、令和7年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第18 陳情第5号

○議長（景山 浩君） 日程第18、陳情第5号、鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。陳情第5号、鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情につきまして民生教育常任委員会で審査をいたしました結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

なお、採択、不採択両方に賛成者がおりますので、それについて申し上げます。採択すべきという理由は、南部町は里地里山を保全する必要がある中で、風力発電施設の設置には違和感があることや、将来を見据えたときに影響が大きいこと。風力発電施設の設置反対に関する陳情に不採択とした場合、住民からの理解を得られないのではないかと危惧をする。

否決の理由。地元ではない南部町が隣町の事業に可否を公表することが好ましくないこと。他町への影響を考慮して採択、不採択を出すことに抵抗があること。南部町に同じ問題が起きたときに隣町の議会から意見を出されたら心外であること。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。今回、陳情に関して不採択の結論を出されたということですけれども、趣旨採択という選択肢はなかったんでしょうか。ひとまずこの1点お願いします。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員会の中で採択、不採択の結論が出た後に趣旨採択の話をしたんですが、趣旨採択は議事にはのりませんでした。以上です。

○議長（景山 浩君） 4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤です。委員会で不採択が決まった翌日の土曜日に日本海新聞で伯耆町の町長が反対をするっていう記事が1面で載りました。この記事は当然ながら採択のほうには影響はなかったんだと思いますけれども、それ以前に伯耆町のほうで住民説明会が行われています。この行われた住民説明会については今回の委員会の中で採択、不採択に何か影

影響はあったんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員会では、伯耆町の例えは趣旨採択を議会やりましたし、町長が反対を表明したということもございましたけれども、あくまでも南部町としての立場をもって不採択とするということに決定いたしております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。（発言する者あり） 委員長報告に賛成のほかですかから、委員長報告に反対です。（「反対なのね」と呼ぶ者あり） はい。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。今回、反対の理由の中で隣町の自治体のことなので採択、不採択の意見を上げることは問題があるっていったような内容が上げられているみたいでけれども、私のほうは今回、他の自治体がよその自治体に対して反対表明、もしくは干渉するような発言をした場合、どういうことになるのかっていうやつの中で、1点、それに関するような内容のものを用意しました。

これ北海道で2つの町村がNUMO、御存じのとおり放射線物質の貯蔵庫、これを貯蔵施設を造るっていうことを決めて、これに対して調査の依頼、調査をすることを表明したっていうことがありました。これに対して真っ先に反対したのは北海道知事でした。2つの自治体に対して大まかなまとめである、自治体の長である北海道知事が反対表明をしたこと、これは今回の委員会の中で隣の自治体に対して云々っていうことに関しては若干違うとは思いますが、よその自治体が行っていることに関しても当の自治体に対して影響があるのであれば、それに対して何らかの意見は言っていいってもいいのではないかと思います。

それと、もう一点、今回、私、質問した限りでは、住民説明会がありましたけれども、この住民説明会のほうに関して何ら意見は出なかったという話は聞いておりますけれども、この住民説明会について若干そうではないっていう話も私のほうでは聞いております。今回、住民説明会が鬼の館で行われましたけれども、今回新聞社が締め出しを食らってます。企業のほうの都合のいいところだけ入ってもらって、そうでないときは出して締め出しをしている。

また、今回、最終的にはいろいろな区長さんから質問を受ける形を取りましたが、最終的には

一番最後に賛成の区長さんのはうの意見を出して、あたかも伯耆町全体が賛成をやっているような、何かそういった演出があったみたいで、とてもこれは住民説明会っていうような内容ではないのではないかっていうふうに私、思っております。

今回、この住民説明会の影響が採択にはなかったということではありますけれども、委員会の中で採択が行われた翌日、伯耆町のはうでは町長が反対を表明されております。今回、委員会が不採択を決めた翌日に少し大きな流れが変わっております。ぜひ今回のこの陳情に関して採択をしていただけますよう、よろしくお願いします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、白川立真君。

○議員（9番 白川 立真君） 少し加藤議員の先ほどの発言に重なるところがあるかもしれません、今、陳情第5号、この陳情案の真ん中辺りに「県もこの計画に対し、風車の配置、取り付け道路、切土、盛土等、事業計画の具体的な情報が乏しく、情報の公開や住民への説明が不十分であることを指摘し、今後の調査如何では、事業の大幅な縮小や廃止も含めて抜本的な見直しを行うことを求めてきています。」という文章があります。これはそうだと思います、県というのはこういった事業に大きく関わってきますのでね。県とか北海道の道というのはそういうことであったのかなと思っておりますが、ではでは南部町という自治体はどうかということになるわけですよ。

かつて南部町でもいつでしたでしょうか、大型風力発電計画がテーブルの上にのせられ、議論を交わしたことを思い出します。我が町では生物多様性保全上、重要な里地里山に位置づけられたこともあり、豊かな自然を未来に引き継いでいこうとの考え方から、大型風力発電計画にはイエス・ノーのノーを明確にいたしました。

しかし、同じ計画がテーマにある近隣の町、特に伯耆町、江府町、日野町において、そこに住もう人々もおられます。また、議決機関である議会も存在しています。よって、それぞれの自治体に委ねるべきと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告の不採択に反対をいたします。

私もその中の不採択と決した中の委員会のメンバーの1人です。言いたいことは2つあります。一つは、今の現状を先ほどの賛成、反対の議員が述べられたように、今回のこの長年にわたって、平成27年以来にわたったこの風力発電がそういう意味では全国的に大きな影響を与える記

者会見があした行われようとしています。それまでにこの4町だけではなくって、島根県の安来市を含めた戦いですよね。それと、鳥取県の東部に起きた同様の風力発電の戦いと一緒にになって、伯耆町でも800名近い反対の声が起こって、明日3町が合同で記者会見を行う。これは同じような課題を持っている全国の町村に大きな影響を与える結果になるだろうと思うし、そういう意味ではこの狭い日本列島の中での大規模な風力発電が問われてくる岐路に立つのではないか、それぐらい大事な時期に接しているというふうに私は認識しています。

その中で、一つは、先ほど白川議員も述べられたように、南部町がこれまで行ってきたこの風力発電に対して、平成29年にはいわゆる配慮書で、30年には方法書で先ほど言った生物多様性の問題上げて反対ということを県知事に述べてきたわけです。この2回の反対の意見は国会の中でも読み上げられて、南部町議会は全町里地里山ですることは反対だということが全国に流されてきたわけです。

この中で、覚えの方も多いと思うんですけども、この当時の総務課の方々はじめ風力発電が、住民に説明会をしたいといったときに、町の役場の方々が該当する周辺の区長に対してこの文書を持っていって、南部町はこういう意見を出しているということを説明しに回っているんです。そういうふうにして町長が出された方向に対して職員も動いて、住民もそれを歓迎してきたという歴史があるわけなんですよ。

その中で、今ここで書いてる文書も分かるように、この一番今、審議しているこの陳情はまだ南部町が外されるという前に出されている陳情で、これが継続審議になっているわけですね。そのことを考えた場合、普通であればこの陳情を審査するときにはその当時の4町にまたがる内容でやるべきではなかったのではないかという点が一つです。そういう意味では、町議会は南部町の出された反対の意見を尊重こそすれ、今の時期に議会がこのことを認めないというのは、私は、住民は決して歓迎しないだろうというふうに考えています。

2つ目の他の町のことだから委ねられない。考えてほしいのは、もし伯耆町や日南町に核の廃棄物が来る、原発を造りたいといったときに南部町の住民は隣のことだから知らない、こういう態度を議会が取って住民が納得すると思うでしょうか。（発言する者あり）とりわけ災害問題等についていたら、幾ら町村の境目はあっても、災害やそのような問題は境目がないようなことだからこそ皆さんが声を上げるんではないでしょうか。そういう意味では南部町が反対の意見出したときに、この風車が見えるところに建てるなということはよその町にも及んでいるんですよ。そういう結論を出されてきているこの南部町議会が他の町のことをとやかく言ってはいけない。このような内容で中身を問わずに不採択にするということは、私は決して住民に受け入れられないし、

住民と一緒にこの環境を守っていく立場から見たら、これを採択して、あしたへの、西部の皆さんが出された対応と一緒に歓迎して、南部町だけではなく、伯耆町も日野町も江府町も豊かな自然を守る同じ町の住民として歩んでいこうという立場に立つべきではないでしょうか。そういう立場から採択すべきだということを皆さんに訴えたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、塔田光雄君。

○議員（3番 塔田 光雄君） 3番、塔田光雄です。私の考えも先ほど白川議員がおっしゃられたこととほぼ同じですので、そこまで多くは語れませんが、私は、気にしているというのは白川議員が言われたことなんですが、伯耆町の中でも賛成、反対という議論というか、意見が出てきてたと思っております。そんな中で、やはり伯耆町という議会、こちらのほうが主としてやられているというところで、南部町議会として意見を表明するというのはやはり私の中では抵抗があるというところを述べて、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。（「議長、休憩。休憩動議」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

これより、陳情第5号、鳥取県西部地域への風力発電施設の設置に反対の決議を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 採決の結果、可否同数となりましたので、議長裁決を行います。

議長裁決により、本案は不採択といたします。

日程第19 陳情第6号

○議長（景山 浩君） 日程第19、陳情第6号、鳥取西部風力発電事業に関する陳情書を議題

といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。陳情第6号、鳥取西部風力発電事業に関する陳情書、これも民生教育常任委員会で審査をいたしました結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

その中で、これも賛成、反対分かれておりますので、申し上げます。まず、賛成の理由。問題点について納得できる内容であること。土砂災害の問題や飲み水の問題について地域に線を引くことはできず、地域がつながっていること。土砂崩れや動物の生態系など、大きく影響を及ぼすものと認識すること。

反対の理由。地元ではない南部町が隣町の事業に可否を公表することが好ましくないこと。共有できる問題点は確かにあるものの、それぞれの町に決定を委ねるべきであること。趣旨は理解できるが、南部町議会としてという点を考慮すると採択は難しいこと。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。先ほどの加藤議員と同じような質問になるんですけれど、陳情第5号に関しては南部町は一応継続審査ということで今回まで延ばしています。継続審査をした場合には採択か不採択ということを決めるというのが一つの流れなんですけれど、今回の陳情第6号については、例えば継続審査もあったのではないかというふうに思ってるんですが、その点について確認をさせてください。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） この陳情第6号は内容が陳情第5号と変わりません。陳情第5号が不採択となりましたので、当然陳情第6号も不採択にするということで委員会のほうでは決定しております。

○議長（景山 浩君） 12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。結局、出した方がどういう立場で出しておられるのかというのをすごく私は今回の2つの同類した陳情ですけれど、あったと思うんです。ましてやさっき賛成討論であったように、伯耆町は反対に対するものも、それに加えて伯耆町の場合は推進をしてほしいという陳情も出て、これを両方とも継続審査に至っているというふうに聞いております。そういうところの話合いは民生の中ではなかったんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 私は、ちょっと間違いかもしませんが、伯耆町では推進派、反対派、どちらも趣旨採択ではという話を聞いておりますけど。

○議長（景山 浩君） 12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 私、伯耆町の議会のほうに確認を取って、両方に対して趣旨採択にしたと。そこは何かというと、結局行政の立場と僕ら議員の立場は違って、議員はそれぞれ地域を代表して出ている方があります。実際に推進をしてる人、集落についてはやはり自分たちが出てる立場から、安易に反対もできないというところから趣旨採択にしておられたというふうに伯耆町の議員さんから聞いております。やはり私たちもそういったような立場に立ったときにはどういう結論を出すのかというのが今後私たち議会にも影響がある内容だなというふうに思っておりまして、その辺までの深いといいますか、周辺のことに対するお互いの意見というのはなかったのかということを確認取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） この民生教育常任委員会ではあくまでも南部町の立場を出すということに集中しておりましたので、伯耆町のことは影響しておりません。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 2番、井原です。陳情第6号、鳥取西部風力発電事業に関する陳情書について委員会での反対意見がありました。それに対する反対の意見を言います。

まず一つは、先ほど繰り返し話をされましたけれども、まずは南部町のことではなくて他町のことに対して南部町議会が物を言うべきではないということを一つ言わされました。しかし、私が思うのには、南部町は里地里山を大切にし、それを生かした町政づくりをすると言っています。それを出しているんですけれども、隣の伯耆町、江府町、日野町、ここも基本的には南部町と変わらない中山間を含めた町なわけです。そこを生かしていく自然を後押ししたまちづくりというのをしていくためには、やはり今、計画が出ていた風力発電というのは山のてっぺんに200メ

一トルもある風車を建てる、そういう計画だったわけです。そういうものを造ることに対して南部町議会として他町だから言えない、そういうことでは地域の自然を守ることとか、もちろん自然エネルギーを使った電力をつくるということは大切なことなんですけれども、それはあくまで自然や住民の安全が、自然が守られてこそできるもんだと思っています。そのそういう立場にいて、他町のことだから南部町議会が物を申すべきでない、そういう立場にないということではなくて、地域の仲間として、議会の仲間として応援をして、他町の考え方、反対に対する方針、そういうものを支援する、そういう気持ちで議会として声を上げることが大切だと考えます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、白川立真君。

○議員（9番 白川 立真君） 陳情第6号ですね。これ趣旨は、先ほどの陳情第5号とほぼほぼ同じではないかなと考えておりますが、先ほどの討論のところで使用済核燃料とか原発とか、そういうものが隣町にできたときに何も言わないのかというような発言もありましたけども、これは全く違います。いわゆるUPZ、半径30キロ圏内に南部町もすっぽり入ってしまいます。南部町町民に大きな影響を与える可能性が極めて高い場合においては、南部町議会は動かなければなりません。それとこれでは今回は違うということだけをはっきりと申し上げておきたいと思います。そして、それぞれの町の判断にやはり委ねたいと思っております。

ただ、こうやって討論を聞いておりますと、先ほどの陳情を出された代表の方2名、それで今回の陳情第6号は1名ですか、そして採択してほしいという議員の討論を聞いておりまして、討論というのはこの議場の場を通して相手を説得し、自分のところに引きつけていくという場でございます。私もちょっとこういうふうに思いました。南部町、早々とノーを明確にしておりますので、このノーというメッセージを近隣の町にメッセージとして届けてもらえないかという部分がかなり強いかなと思っております。

それでは、こういうやり方ではどうでしょうか。中国のちょっと古い言葉になるんですけども、沈黙に勝る雄弁はなしという言葉がございます。時として沈黙することで強烈なメッセージを発するという中国の古い言葉でございます。今回はこの沈黙に勝る雄弁はなしでやってはどうかと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の陳情、採択すべきという意見です。この同様の趣旨のもの

が伯耆町に出されて、これが趣旨採択されてきています。

先ほど同趣旨の陳情が出て、可否同数になって議長が不採択と判断されました。そのことも含めて討論をしていきたいと思います。

実は私の属している民生教育常任委員会、7人おりまして、1人が欠席で、6人で審査をしてきました。議会当初に一番最初にした委員会の中では、継続されたものと今回新しく出されたもので意見をどうするかということになって、継続、趣旨採択等の意見が出たわけです。その中で、意見を取っていくに当たって、まだまだ結論に至らないのでもう一回述べてしていこうかというときも、委員会の皆さんも覚えていると思いますが、この中を尊重する立場から趣旨採択でいこうかって話が大きく出ていたのではなかったでしょうか。当然私としましては、議長も含めていいる委員会の中で、最終日にはいろいろあるけれども、住民の意思を尊重しながら当然趣旨採択にいくのではないかというふうに思っておりましたが、議長の一番の発言で不採択という言葉が出てまいりました。

私は何が言いたいかといいますと、それでもし委員会の中で議員が一人一人態度を明らかにしながら取ったその委員会の中をあたかも覆すがごとく議員に働きかけていくということが、もし役職のつく議員がしておられたのであれば、それは非常に責任重大だし、議会制民主主義としてるべき態度ではない……（「ない」と呼ぶ者あり）論議の中でやるべきだということを厳しく指摘しておきたいと思います。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）委員会でやったことの結論を違うように持っていく、賛否が違うということを、本来は議員としてあり得ることがおかしいわけです。それを働きかけた会派があるとすれば、議会主義の何とかと、民主主義を存じていな。私は、議員としてるべき姿勢ではないのではないかということを厳しく指摘しておきたいと思います。（発言する者あり）本来、住民の中でやっていくべきことについては、やはりしっかりと議論の場で自分の賛否、反対に責任を持ってやるべきだということを厳しく指摘しておきたいと……（「動議、動議」と呼ぶ者あり）思います。

それで、この中身については、私は……（「動議」と呼ぶ者あり）委員会の中で起こったことを言えば、やはり先ほど言った、白川議員が沈黙することもあると言いますが、私は議会とすれば、この南部町議会の出した反対の意見が江府町、日野町、伯耆町に与える影響は本当に大きいわけですよ。そういう意味では、皆さん、南部町長が出されたことに敬意を表しているわけですよ。そういうことを含めたら、議会はそれを尊重し、住民の立場で賛成の場に回るべきだということを主張しておきたいと思います。以上です。（「動議」「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

7番、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長の米澤です。先ほど真壁議員のほうから委員会の中で趣旨採択の話が出たという話がありました。確かに1回目の継続審査にするときには出ました。ただ、2回目は全く出ておりません。私のほうから継続審査という言葉は出しましたけども、もう委員さん皆さん、採択、不採択でやるということがありましたので……（「最後はね」と呼ぶ者あり）だから趣旨採択という話は2回目は全く出ておりません。これはちょっと今、話を聞くと何か違つとるやな気がしましたので、一言申し添えておきます。

○議長（景山 浩君） ただいま民生教育常任委員長のほうから真壁議員の発言に対して委員会内の討論の内容についての確認、調整がございました。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 私、今の真壁議員の討論、議長に対する非常に愚弄した発言であるというふうに思います。議長の権限をもってそういったことを誘導していくなんてことは一切……（「言ってませんよ」と呼ぶ者あり）なかったというふうに思っていますんで、そこは訂正をお願いしたいと思います。（「議長とは言っておりません」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 訂正の求めが出ました。

賛同者の方、いらっしゃいますか。

では、板井議員のお申出についてはなかったものといたします。

では、次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、秋田佐紀子君。

○議員（1番 秋田佐紀子君） 1番、秋田佐紀子です。陳情第6号について委員長のおっしゃいました不採択に対して賛成の立場から申し上げます。

委員会では、災害などの心配、今後未来に残すべき環境としてどうなのかなどを理由に陳情に賛成をさせていただきました。けれども、その後、私なりに調べさせていただきましたところ、議員必携に、町村行政なり議会の権限に属しない事項に係るものは不採択とするほかはないございました。本件は他町の事案でございますので、意見を述べることは本来の役割から外れるのではないかと感じました。そうした思いから、今回は不採択に賛成をさせていただきたいと思い

ます。民生教育常任委員会の方々には大変に申し訳ございませんでした。どうぞ御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第6号、鳥取西部風力発電事業に関する陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立6名です。可否同数となりました。議長裁決を行います。

本案は、議長裁決により不採択といたします。

日程第20 陳情第8号

○議長（景山 浩君） 日程第20、陳情第8号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。陳情第8号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書、民生教育常任委員会で審議をいたしました結果、全員一致で採択と決定いたしました。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第8号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択されました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第21 議案第57号

○議長（景山 浩君） 日程第21、議案第57号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、追加議案で議案第57号を御説明いたします。南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。議案第57号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

南部町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

3名のお名前を申し上げますので、御賛同をお願いいたします。畠稔明、加藤晃、唯清視。任期は、令和7年11月22日から令和10年11月21日までございます。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第57号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第57号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第22 発議案第7号

○議長（景山 浩君） 日程第22、発議案第7号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、米澤睦雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。

発議案第7号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年9月24日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 米澤 睦雄
南部町議会議長 景山 浩様

別紙につきましては、事務局長、お願ひいたします。

○議長（景山 浩君） では、事務局長をもって朗読をさせます。

○議会事務局長（田子 勝利君） 議会事務局長でございます。別紙を御覧ください。少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）でございます。着座にて読み上げさせていただきます。

別紙

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」により、国の小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計

画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の待遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を發揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月24日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

以上でございます。

○議長（景山 浩君） 趣旨説明がありました。

ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第7号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第23 発議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第23、発議案第8号、差別・排外主義を否定し多文化共生社会を目指す意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 読み上げて提案に代えます。

発議案第8号

差別・排外主義を否定し多文化共生社会を目指す意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年9月24日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三鴨 義文

南部町議会議長 景山 浩様

別紙の意見書案を局長のほうによろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 意見書案を事務局長より朗読説明いたします。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。別紙を御覧ください。差別・排外主義を否定し多文化共生社会を目指す意見書（案）でございます。着座にて読み上げさせていただきます。

別紙

差別・排外主義を否定し多文化共生社会を目指す意見書（案）

外国人に対する不当な言動や差別及び排外主義が日本国内に広がりを見せているが、それは女性、高齢者、障がい者など社会的弱者などへの中傷や差別、排外主義へと波及する恐れがあり、今日の私たちが暮らす民主主義社会を分断したり抑圧的な社会に繋がりかねない。

現在日本にいる在留外国人の数は、（令和6年10月時点）約377万人、外国人労働者数は

約230万人を数え、高齢化と少子化を迎える日本社会にとって在留外国人は社会的なインフラや地域社会を支えていくためになくてはならない存在となっている。全国知事会も先月発表した国への提言の中で、外国人は単なる労働者ではなく「地方自治体から見れば日本人と同じ『生活者』であり『地域住民』である」と明記している。また、在留外国人を含むすべての者に対して法の下の平等と基本的人権を追求しなければならないことは、日本国憲法に照らして言うまでもない。

当南部町でも海外からの労働者を迎えていっている。また政府も今後安定した介護現場等で外国人労働者の受け入れを計画していると仄聞している。すべての住民が地域で安心して生活できる町づくりに貢献する役割と責任を自覚し、南部町議会としても差別・排外主義を否定し、多文化共生をめざすことを求めるものである。

これらの点から、以下の対策を講じることを求める。

記

1. 在留外国人に対する法的扱いについて抜本的に人権が保障されるよう見直しを図ること。
2. 不当な言動や排外主義的なインターネット上での流布を早急に除去できるよう法制等環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月24日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、法務大臣

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第8号、差別・排外主義を否定し多文化共生社会を目指す意見書を採決いた

します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第24 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第24、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報の各常任委員会及び議会改革調査、可燃ごみ処理、統合保育所建設、地方行政調査の各特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第4回南部町議会定例会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和7年第4回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時30分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） ここに、令和7年9月定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月4日に開会以来21日間にわたり、令和6年度一般会計、特別会計、事業会

計の決算認定をはじめ、条例及び補正予算、また、議員の一般質問を含め、提案等は多数の案件に上りました。これらの重要な案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切、妥当な結論に至りました。皆様方の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見を十分尊重しつつ、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

さて、当南部町議会では、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるあらゆるハラスメントを防止しようとする社会的意識の高まりに呼応し、一昨年より議会や議会外での議員に対するハラスメントも含めた総合的なハラスメント条例制定の検討を進めてまいりました。このたび、役場職員の皆様の御協力をいただき、ハラスメントに関するアンケートを実施しましたところ、予想を上回る多数の御指摘、御意見を頂戴しました。御協力、誠にありがとうございました。

アンケートの集計結果については既に御報告させていただきました。この結果に対する考察や具体的取組内容についてはできるだけ早期にまとめ上げ、改めて御報告させていただきますが、アンケートの中で議会運営の不備についての御叱責もいただいております。このことにつきましてはこの場をお借りし、議長として御不快に思われた皆様におわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。皆様にとって職場の一部である議会の運営が皆様の人格を傷つけたり、十分な能力発揮の妨げとなるようなことのないよう慎重な運営に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

稲穂が黄金色に輝く収穫の秋を迎え、朝夕もめっきり涼しくなってまいりました。議員各位におかれましては、健康に留意され、町政発展のため、なお一層御精励いただき、町民の皆様の負託に応えていただくよう御要請申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月4日から本日まで21日間にわたって開催され、令和6年度決算、令和7年度一般会計補正予算など16議案について御審議をいただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

8日、9日、10日の3日間にわたり、9名の議員の皆様から15項目にわたる町政に関する一般質問を頂戴しました。人口減少対策、学校教育に係る問題、西伯病院の診療体制、男女共同

参画の推進、また統合保育園の運営や建設に係る御質問も頂戴いたしました。町内外国人や医薬品の保険適用外についての御質問や、特に今世間を騒がしています米に関する問題、そして防災計画、農業政策、商工振興施策など、南部町が直面する幅広な内容を御議論させていただきました。私も全力で答弁に当たりましたが、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思います。今後とも御指導賜りますようお願いをいたします。

朝夕、日に日に秋が深まったのを感じる日々でございます。過ごしやすい季節を迎えたが、議員各位におかれましてはこの季節の変わり目にどうか御自愛いただき、閉会中にあっても御指導いただきますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。
